

令和8年高島市教育委員会
第3回定例会議事日程

日 時 令和8年3月19日(木)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和8年第2回定例会会議録の承認
3. 令和8年第1回臨時会会議録の承認
4. 会議録署名委員の指名

委員

委員

5. 議事

- 日程第1 議第9号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案
- 日程第2 議第10号 令和8年度教育の重点の作成案について
- 日程第3 議第11号 高島市社会教育委員の委嘱について
- 日程第4 議第12号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第5 議第13号 高島市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第6 議第14号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
- 日程第7 議第15号 高島市立学校の産業医の委嘱について

6. 報告

- 報告第5号 令和8年3月高島市議会定例会一般質問の概要について
- 報告第6号 高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について

7. 今後の日程

令和8年教育委員会第2回臨時会

日時：令和8年3月30日（月）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和8年教育委員会第4回定例会

日時：令和8年4月20日（月）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和8年 第3回定例会座席表

入口

橋本委員	川島教育長		高木委員
地村委員			森委員

野崎 スポーツ振興 部次長	赤水 スポーツ振興 部長	保木 教育指導部 次長	川原林 教育指導部長	中川 教育総務部 次長	饗庭 教育総務部長
---------------------	--------------------	-------------------	---------------	-------------------	--------------

加藤 市民スポーツ 課長	横井川 学校給食課長	上原 マキノ小学校 建設課長	保木 学校教育課長	岸本 社会教育課 主監	前田 教育総務課長
--------------------	---------------	----------------------	--------------	-------------------	--------------

入口

中村 教育総務課 主任	林 教育総務課 参事	佐藤 文化ホール 館長	山本 文化財課長
-------------------	------------------	-------------------	-------------

傍聴席

議第 9 号

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会事務局組織規則（平成 1 8 年高島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

部	課、室等	備考
教育総務部	教育総務課	
	社会教育課	
	地域教育連携室	
	教育施設整備課	
	マキノ小学校建設課	
文化スポーツ部	文化財課	
	図書館	教育機関
	文化ホール	教育機関
	市民スポーツ課	
教育指導部	学校教育課	
	教育支援センター	
	教育相談・課題対応室	
	教育研究所	教育機関
	学校支援課	
	学校給食課	

第3条第1項中第15号を削り、第16号を第15号とし、同条中第11項を第12項とし、第10項を削り、同条第9項中「学事施設課」を「学校支援課」に改め、同項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同項を同条第11項とし、同条中第8項を第10項とし、同項の前に次の1項を加える。

9 教育支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不登校児童生徒の適応指導および学習支援に関すること。
- (2) 不登校に係る相談に関すること。
- (3) センターの庶務に関すること。

第3条第7項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 教職員の勤務環境の整備に関すること。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を削り、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 教育施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が所管する施設の整備、改修、修繕等に関すること。
- (2) 課の庶務に関すること。

5 マキノ小学校建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マキノ小学校の建設に関すること。
- (2) マキノ小学校の建設に伴う連絡調整に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

第4条第1項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 専門員

第5条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 専門員 上司の命を受け、担当事務を処理し、担当職員を指揮監督するとともに、知識、技術、経験等の継承および後進の育成を行う。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(高島市教育委員会公印規則の一部改正)
- 2 高島市教育委員会公印規則（平成 2 6 年高島市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

高島市民会館 長印	1 9	2 1	隸書	方 1 8	1	一般事務用	市民会館長
高島市藤樹の 里文化芸術会 館長印	2 0	2 2	隸書	方 1 8	1	一般事務用	藤樹の里文 化芸術会館 長
高島市ガリバ ーホール館長 印	2 1	2 3	隸書	方 1 8	1	一般事務用	ガリバーホ ール館長

」を

「

高島市民会館 長印	1 9	2 1	隸書	方 1 8	1	一般事務用	文化ホール 館長
高島市藤樹の 里文化芸術会 館長印	2 0	2 2	隸書	方 1 8	1	一般事務用	文化ホール 館長
高島市ガリバ ーホール館長 印	2 1	2 3	隸書	方 1 8	1	一般事務用	文化ホール 館長

」に、

「スポーツ振興部長印」を「高島市文化スポーツ部長印」に改める。

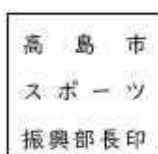
別表第 2 表中

「

7 1

「

7 1



」を」に改める。

様式第1号中「第4条第3項」を「第4条第7項」に、「主用途」を「用途」に改める。

様式第2号中「主用途」を「用途」に改める。

様式第3号中「教育部長」を「教育総務部長」に、「主用途」を「用途」に改める。

様式第6号中「教育総務課長」を「管理者」に改める。

(高島市立学校結核対策委員会規則の一部改正)

- 3 高島市立学校結核対策委員会規則（平成27年高島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「委員長1人」を「委員長」に、「医師会」を「、医師会」に、「代表の内」を「代表のうち」に改める。

第6条中「教育指導部学事施設課」を「教育指導部学校支援課」に改める。

(高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部改正)

- 4 高島市重要文化的景観整備活用委員会規則（平成27年高島市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「保存と整備活用」を「保存および整備活用」に改め、同条第3号中「指導・助言」を「指導および助言」に改め、同条第4号中「調査・検討」を「調査および検討」に改める。

第4条第1項中「各1人」を「1人」に改める。

第6条第3項第9号中「教育総務部文化財課長」を「文化スポーツ部文化財課長」に改め、同条第4項中「文化財課長」を「文化スポーツ部文化財課長」に改める。

第7条中「教育総務部文化財課」を「文化スポーツ部文化財課」に改める。

高島市教育委員会事務局組織規則

現 行	改 正 案
<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室ならびに教育機関に置く組織で、課に準ずる機関を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15) 教育委員会が所管する施設(学校施設を除く。)の整備、改修、修繕等に関すること。</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 国スポ・障スポ大会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>国民スポーツ大会に関すること。</u></p> <p>(2) <u>全国障害者スポーツ大会に関すること。</u></p> <p><u>7 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室ならびに教育機関に置く組織で、課に準ずる機関を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 教育施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>教育委員会が所管する施設の整備、改修、修繕等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>5 マキノ小学校建設課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>マキノ小学校の建設に関すること。</u></p> <p>(2) <u>マキノ小学校の建設に伴う連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p>

(1)～(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

8 (略)

9 学事施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) (略)

(13) 学校施設の整備、改修、修繕等に関する
こと。

(14) (略)

(15) (略)

10 マキノ小学校建設課の分掌事務は、次の
とおりとする。

(1) マキノ小学校の建設に関すること。

(2) マキノ小学校の建設に伴う連絡調整に
関すること。

(3) 課の庶務に関すること。

11 (略)

(職の設置)

第4条 法律に特別の定めがあるもののほか、
事務局に次の職を置く。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

2 (略)

(職の職務)

(1)～(10) (略)

(11) 教職員の勤務環境の整備に関すること。

(12) (略)

(13) (略)

9 教育支援センターの分掌事務は、次のとお
りとする。

(1) 不登校児童生徒の適応指導および学習
支援に関すること。

(2) 不登校に係る相談に関すること。

(3) センターの庶務に関すること。

10 (略)

11 学校支援課の分掌事務は、次のとおりと
する。

(1)～(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

12 (略)

(職の設置)

第4条 法律に特別の定めがあるもののほか、
事務局に次の職を置く。

(1)～(10) (略)

(11) 専門員

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

2 (略)

(職の職務)

第5条 前条第1項に掲げる職の職務は、次のとおりとする。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

第5条 前条第1項に掲げる職の職務は、次のとおりとする。

(1)～(10) (略)

(11) 上司の命を受け、担当事務を処理し、担当職員を指揮監督するとともに、知識、技術、経験等の継承および後進の育成を行う。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

【別記1】

現 行

部	課、室等	備考
教育総務部	教育総務課	
	社会教育課	
	地域教育連携室	
	文化財課	
	図書館	教育機関
	文化ホール	教育機関
スポーツ振興部	市民スポーツ課	
	国スポ・障スポ大会推進課	
教育指導部	学校教育課	
	教育相談・課題対応室	
	教育研究所	教育機関
	学事施設課	
	マキノ小学校建設課	
	学校給食課	
	学校給食センター（学校給食共同調理場）	教育機関

改 正 案

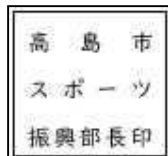
部	課、室等	備考
教育総務部	教育総務課	
	社会教育課	
	地域教育連携室	
	教育施設整備課	
	マキノ小学校建設課	
文化スポーツ部	文化財課	
	図書館	教育機関
	文化ホール	教育機関
	市民スポーツ課	
教育指導部	学校教育課	
	教育支援センター	

教育相談・課題対応室	
教育研究所	教育機関
学校支援課	
学校給食課	
学校給食センター（学校給食共同調理場）	教育機関

高島市教育委員会公印規則

現 行								改 正 案							
別表第1（第3条関係）								別表第1（第3条関係）							
名称	ひな形 番号	公印 番号	書体	寸法（m m）	個数	用途	保管者	名称	ひな形 番号	公印 番号	書体	寸法（m m）	個数	用途	保管者
（中略）								（中略）							
高島市民会 館長印	19	21	隸書	方18	1	一般事務用	市民会館長	高島市民会 館長印	19	21	隸書	方18	1	一般事務用	文化ホール 館長
高島市藤樹 の里文化芸 術会館長印	20	22	隸書	方18	1	一般事務用	藤樹の里文 化芸術会館 長	高島市藤樹 の里文化芸 術会館長印	20	22	隸書	方18	1	一般事務用	文化ホール 館長
高島市ガリ バーホール 館長印	21	23	隸書	方18	1	一般事務用	ガリバーホ ール館長	高島市ガリ バーホール 館長印	21	23	隸書	方18	1	一般事務用	文化ホール 館長
（中略）								（中略）							
スポーツ振興 部長印	71	92	隸書	方18	1	一般事務用	教育総務課 長	高島市文化ス ポーツ部長印	71	92	隸書	方18	1	一般事務用	教育総務課 長
別表第2（第3条関係）								別表第2（第3条関係）							
（中略）								（中略）							

7 1



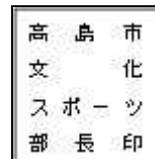
様式第1号（第4条関係）【別記1 参照】

様式第2号（第5条関係）【別記2 参照】

様式第3号（第6条関係）【別記3 参照】

様式第6号（第10条関係）【別記4 参照】

7 1



様式第1号（第4条関係）【別記1 参照】

様式第2号（第5条関係）【別記2 参照】

様式第3号（第6条関係）【別記3 参照】

様式第6号（第10条関係）【別記4 参照】

【別記1】現行
様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

公印事故届

管理者

保管者 ㊟

保管している公印について、下記の事故が発生しましたので高島市教育委員会公印規則第4条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 公印の名称
- 2 公印の寸法、主用途
- 3 事故発生年月日（事故発生を知った年月日）
- 4 事故の内容
- 5 その他の必要事項

【別記1】改正案
様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

公印事故届

管理者

保管者 ㊟

保管している公印について、下記の事故が発生しましたので高島市教育委員会公印規則第4条第7項の規定により届け出ます。

記

- 1 公印の名称
- 2 公印の寸法、用途
- 3 事故発生年月日（事故発生を知った年月日）
- 4 事故の内容
- 5 その他の必要事項

【別記2】現行
様式第2号（第5条関係）

教育委員会公印台帳

公印の名称			
品質・寸法			
使用開始	年	月	日
使用廃止	年	月	日
使用廃止理由			
主用途	印 影		
保管者			
備考			

【別記2】改正案
様式第2号（第5条関係）

教育委員会公印台帳

公印の名称			
品質・寸法			
使用開始	年	月	日
使用廃止	年	月	日
使用廃止理由			
用途	印 影		
保管者			
備考			

【別記3】現行

様式第3号（第6条関係）

公印新調（改刻・廃止）伺書

教育長	教育部長	管理者	保管者	係	年 月 日
公印の名称			印影	決 定	
主 用 途				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
備付場所					
新調（改刻）予定	年 月 日	理 由			
使用開始予定	年 月 日				
廃止予定	年 月 日				

【別記3】改正案

様式第3号（第6条関係）

公印新調（改刻・廃止）伺書

教育長	教育総務部長	管理者	保管者	係	年 月 日
公印の名称			印影	決 定	
用 途				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
備付場所					
新調（改刻）予定	年 月 日	理 由			
使用開始予定	年 月 日				
廃止予定	年 月 日				

【別記4】現行
様式第6号（第10条関係）

公印印刷承認申請書			
年 月 日			
教育総務課長			
所属長 ㊟			
公印の名称		公印番号	
印影を印刷する文書の名称		枚数	
印影の寸法	<input type="checkbox"/> 原寸 <input type="checkbox"/> 方 ミリメートル		
印影を印刷する理由			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備考			

【別記4】改正案
様式第6号（第10条関係）

公印印刷承認申請書			
年 月 日			
管理者 _____			
所属長 ㊟			
公印の名称		公印番号	
印影を印刷する文書の名称		枚数	
印影の寸法	<input type="checkbox"/> 原寸 <input type="checkbox"/> 方 ミリメートル		
印影を印刷する理由			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備考			

高島市立学校結核対策委員会規則

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(委員長および副委員長)</p> <p>第4条 対策委員会に<u>委員長1人</u>および副委員長2人を置き、委員長は<u>医師会</u>の代表をもって充て、副委員長は、高島保健所の所長および高島市立学校の校長の<u>代表の内</u> 1人をもって充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第6条 対策委員会の庶務は、<u>教育指導部学事施設課</u>において処理する。</p>	<p style="text-align: center;">(委員長および副委員長)</p> <p>第4条 対策委員会に<u>委員長</u> および副委員長2人を置き、委員長は、<u>医師会</u>の代表をもって充て、副委員長は、高島保健所の所長および高島市立学校の校長の<u>代表のうち</u> 1人をもって充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第6条 対策委員会の庶務は、<u>教育指導部学校支援課</u>において処理する。</p>

高島市重要文化的景観整備活用委員会規則

現 行	改 正 案
<p>(担当事務の細目)</p> <p>第2条 条例別表に規定する担任する委員会の事務の細目については、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 重要文化的景観の適正な<u>保存と整備活用</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 重要文化的景観区域内で行う事業への<u>指導・助言</u>に関すること。</p> <p>(4) 現状変更の届出に対する<u>調査・検討</u>に関すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(委員長等)</p> <p>第4条 委員会に、委員長および副委員長各<u>1人</u>を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(行政連絡会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>教育総務部文化財課長</u></p> <p>4 連絡会議は、<u>文化財課長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育総務部文化財課</u>において処理する。</p>	<p>(担当事務の細目)</p> <p>第2条 条例別表に規定する担任する委員会の事務の細目については、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 重要文化的景観の適正な<u>保存および整備活用</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 重要文化的景観区域内で行う事業への<u>指導および助言</u>に関すること。</p> <p>(4) 現状変更の届出に対する<u>調査および検討</u>に関すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(委員長等)</p> <p>第4条 委員会に、委員長および副委員長<u>1人</u>を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(行政連絡会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>文化スポーツ部文化財課長</u></p> <p>4 連絡会議は、<u>文化スポーツ部文化財課長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>文化スポーツ部文化財課</u>において処理する。</p>

議第10号

令和8年度教育の重点の作成案について

上記の議案を提出する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

令和8年度教育の重点

令和8年度における教育施策の重点的な取組をまとめた「令和8年度教育の重点」を別紙のとおり作成することにつき、議決を求める。

高島の志の教育

令和8年度教育の重点



マキノ中学校区の3小学校で合同開催されたマラソン大会

高島市教育委員会

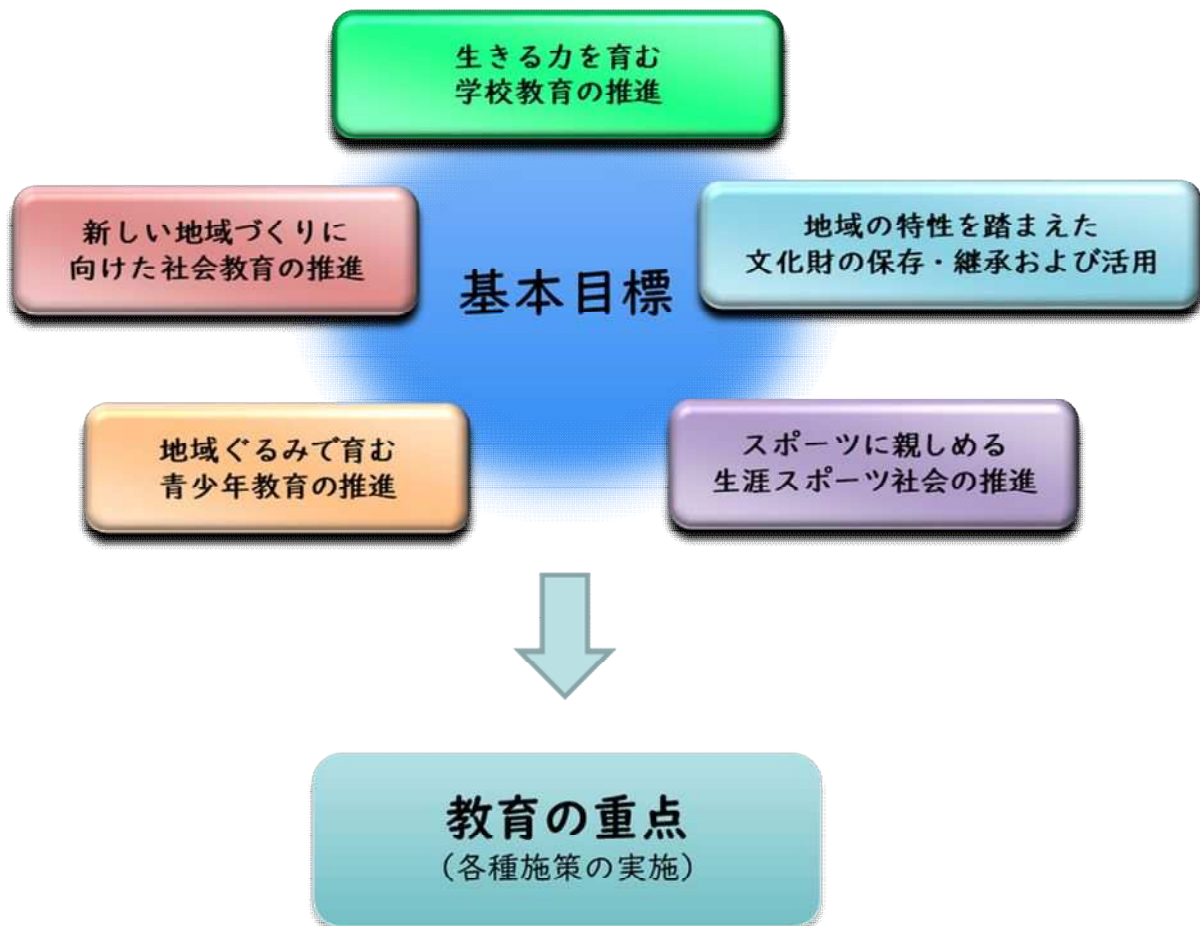
目 次

高島の志の教育（教育の重点）について	1
目標 1 生きる力を育む学校教育の推進	2
目標 2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進	4
目標 3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進	5
目標 4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用	6
目標 5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進	7

高島の志の教育（教育の重点）について

令和3年3月策定（令和8年3月改訂）の「第2期高島市教育大綱※」の効果的な推進を図るため、令和8年度において重点的に取り組む事項を「高島の志の教育 令和8年度教育の重点」にまとめ、取り組みを進めます。

第2期高島市教育大綱（「高島の志の教育」の推進）



※ 第2期高島市教育大綱（計画期間：令和3年度～令和9年度）では、「市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』の推進」を基本方針としています。

目標Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

すべての子どもが夢と希望をもち、健やかに育つよう、地域と一体となって、生きる力を育む学校教育を進めます。

1. 小中一貫教育を中核に据えた系統的・継続的な指導

(1) 小中一貫教育の充実

小中学校9年間を見据えた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い「自ら考え、判断し、行動する力」を育てます。

- ① 小中教員による共同授業研究会の実施
- ② 小学校での一部教科担任制の実施
- ③ 協働的な学習集団づくりの推進



異学年交流

(2) 外国語教育の充実

言語習得段階を踏まえた外国語教育を推進し、外国語に対する興味関心を高め、コミュニケーション能力を育成します。

(3) 道徳教育の推進

自らの考えを広げ深めるため、対話的な学びを通して、自他を認め合い、よりよく生きていこうとする心情を養います。

(4) 読書活動の推進

学校司書や司書教諭等を中心に、本に親しみやすい環境づくりに努め、読書習慣の定着を図ります。



共同授業研究会

2. 学校におけるICTを活用した学び方の改革

(1) ICTを活用した学びの充実

1人1台端末の効果的な活用により、学び方を改革し、「個別最適な学び」と「協働した探究的な学び」の充実を図ります。

- ① 情報活用能力の育成
- ② 遠隔・オンライン教育の推進
- ③ プログラミング教育の推進
- ④ 最適な教育ソフトの導入に向けた調査研究



タブレット端末を活用した学び

(2) 教職員の指導力の向上

ICTを活用した授業力向上研修、ネットトラブルに関する情報リテラシー研修など教職員のICTスキルの向上を図ります。

3. 新小学校の開校に向けた準備

令和10年4月にマキノ中学校区の3小学校を統合した新小学校の開校に向けて、開校準備協議会を中心に準備を進めます。

- ① 新校舎の基本設計および実施設計の完了
- ② 校歌、校章、教育課程、通学手段、指定用品などの検討
- ③ 統合を見据えた小学校間の交流事業の実施

4. 系統的・継続的なキャリア教育の推進

地域に愛着をもち、地域に貢献しようとする人を育てるため、高島の豊かな自然環境や文化に触れる体験活動を重視するとともに、未来を切り拓く力が身に付くよう、系統的・継続的なキャリア教育を推進します。

- ① 豊かな自然を生かした体験活動の充実
- ② 郷土の風土や歴史を学ぶ学習会の開催
- ③ 職場体験学習とマナー講座の開催
- ④ 先輩や地域で活躍する大人との対話
- ⑤ キャリア・パスポートの活用



福祉施設での職場体験

5. いじめの防止・不登校の支援・特別支援教育の充実

学校、家庭、地域、関係者、専門機関が協力し、子どもたちが安心して日々の学校生活を送り、学ぶ力を引き出すことができる環境づくりに努めます。

(1) いじめの未然防止と適切な対応

- ① 高島市いじめ問題対策委員会の開催
- ② 教職員を対象とした研修会等の開催
- ③ 関係機関との連携や専門家を活用する体制づくり



いのちを大切に講義

(2) 特別支援教育の充実

- ① 園小中学校を通じた切れ目のない就学に関する支援
- ② 特別支援学級や通級指導教室など多様な学びの場の確保
- ③ 児童発達支援センターとの連携および教育支援員による生活や学習の支援

(3) 不登校等の不安や悩みの軽減に向けた支援体制の充実

- ① スクールカウンセラーや教育支援員による相談体制の充実
- ② 教育支援センターによる不登校の状態にある子どもへの継続的な支援
- ③ こども家庭センターと連携した不登校等の相談窓口の確保

6. 学校給食を通じた食育の推進

(1) 食に関する正しい理解と望ましい食習慣の育成

栄養バランスのとれた給食を提供し、栄養教諭を中心に食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着を図るとともに、食への感謝の気持ちを育みます。

- ① 高島のおいしい給食推進会議の開催
- ② もりもり高島っ子(食育の日)の実施
- ③ 学校給食を教材として活用した食に関する指導



給食の時間

(2) 地産地消の推進

高島産の新鮮で安全な食材の安定的な確保に努め、地域の食文化や季節の食材を取り入れた献立の充実を図ります。

- ① 地元農家等との連携による高島産食材の安定的な確保
- ② 高島デー(地場産物や郷土料理等高島にゆかりのある献立)や行事食の実施

目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進

社会の変化や地域課題に応じた学びを通して、ひとづくりに努めるとともに、その学習成果を生かし、持続可能な新しい地域づくりにつなげます。

1. 家庭・学校・地域が連携した教育の推進

家庭・学校・地域が「めざす子ども像」を共有し、学校運営協議会の活性化と地域学校協働活動の充実を図るとともに、家庭・学校・地域が一体となった教育を推進します。

- ① 学校・地域連携カリキュラムを活用した、子どもの学びを支える協働活動の充実
- ② 地域住民や関係団体によるネットワークの充実
- ③ 家庭教育の推進
- ④ 下校時等に涼むことができるクールスポットの設置促進



クールスポットの目印となるカラーコーン

2. 生涯にわたる学びの充実と地域文化の振興

幅広い世代にわたる学習機会の充実を図るとともに、その成果を地域社会に生かすことができる環境づくりを目指します。

また、市民が心豊かに生きることができるよう文化芸術活動の充実を図るとともに、人権意識を高めるため、人権教育の普及・啓発に努めます。

- ① 「市民大学たかしまアカデミー」の運営、公民館講座・教室の開催
- ② 高島市美術展覧会の開催など芸術文化活動の振興
- ③ 人権教育の推進
- ④ 公民館等社会教育施設の適切な維持管理



公民館教室
「アロマヨガ教室」



市民大学たかしまアカデミー
公開講座



高島市美術展覧会

3. 読書活動の推進

(1) 充実した図書館づくり

市民の生きがいづくりに役立つよう多様な本や資料を提供するとともに、訪問貸出や居場所づくりの支援などを行い、だれもが気軽に図書館を利用することができる読書環境の充実を図ります。

- ① 訪問貸出に対応した図書館システムの更新
- ② 学校、地域のサロン等への訪問貸出の実施
- ③ おはなし会や本の森探検などの充実、多言語図書の展示
- ④ 市民との協働による居場所づくりとサポーターの育成
- ⑤ マキノ図書館と新小学校（図書室）の併設および理解促進



地域イベントでの訪問貸出

(2) 絵本による子育て支援の推進

絵本を通して、よりよい親子関係を築き、心豊かな子どもを育てることを目的に、4か月児と1歳8か月児を対象にブックスタートを実施します。



ブックトーク



ブックスタートサポーター
交流会

(3) 子ども読書活動の推進

「高島市子ども読書活動推進計画（第4次計画）」に基づき、「届ける」・「伝える」・「支える」を合言葉に、発達段階に応じた子どもの読書活動を推進します。

4. 市民の参画と協働による文化振興

文化ホールの特性を生かし、子どもから大人まで幅広い年齢層の方々が、気軽に文化芸術に触れ、親しむことができるホール事業や企画展を実施します。

市民からの提案事業や実行委員会事業、市内の文化芸術関係団体、小中学校との協働による取り組みを推進します。

- ① びわ湖ホール声楽アンサンブル定期公演の共催
- ② おおわらい狂言、歌声喫茶うたってわらって、0歳からのコンサートの開催
- ③ 琵琶湖周航の歌うたつたえロビーコンサートへの和太鼓集団の出演
- ④ たかしま子ども美術展、たかしま着物のくらし展、湖西書き初め展、こども演劇教室、草木染・ハタ織り教室、ぶんげい工作教室「かざろう」の開催



琵琶湖周航の歌うたつたえ
ロビーコンサート



0歳からのコンサート



ぶんげい工作教室「かざろう」

目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進

自然体験や社会体験を通して、豊かな心と社会性を身に付けた行動力あふれる青少年を地域全体で育成します。

1. 社会性を身に付けた行動力ある青少年の育成

地域の大人との交流や豊かな地域資源を活用した体験活動を通して、未来を担う子どもの豊かな学びと成長を支援します。

また、若い世代が社会的責任と自覚をもち、地域全体で大人の仲間入りを祝う場となるよう、二十歳のつどいを開催します。

- ① 青少年の地域交流や自然体験活動の支援（よえもん道場等）
- ② 青少年育成団体との意見交換会の実施や活動支援
- ③ 二十歳のつどいの開催



二十歳のつどい
実行委員による呼びかけ

目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用

地域の多彩な文化財を保存し、継承するとともに、その魅力の発信・活用を進めます。

1. 文化財の調査

開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査、関係機関との連携による資料の調査や整理等を継続的に実施し、歴史的な価値を明らかにするとともに、適切に管理します。

- ① 埋蔵文化財発掘調査および整理、台帳作成
- ② 歴史資料（古文書等）確認調査および整理



考古資料の調査

2. 文化財の保存、継承

文化財を適切に保存する環境の整備に努めるとともに、次世代に確実に継承します。また、重要文化的景観3地域のまちづくり協議会が行う選定地域の保護継承のための取り組みを支援します。

- ① 指定文化財の保存修理支援
- ② 重要文化的景観地域のまちづくり協議会の活動支援



市指定文化財
(中江藤樹筆「致良知」三大字)
保存修理

3. 文化財の魅力の発信、活用

「中江藤樹・たかしまミュージアム」を拠点に文化財の存在や価値等を広く情報発信するとともに、郷土愛を育む取り組みを進めます。

- ① デジタル技術を活用した情報発信
- ② 織田信澄白糸威具足の展示（「高島の戦国時代」展の開催）
おだのぶずみしろいとおどしぐそく
- ③ 大溝城築城450周年（令和10年）を見据えた官民共創による取り組み
- ④ 「高島市文化財保存活用地域協議会」など関係団体との連携による文化財の保存活用



中江藤樹・たかしまミュージアムの館内
(鴨稻荷山古墳の家形石棺の展示)



織田信澄白糸威具足



高島市文化財保存活用地域協議会
による文化財見学会

目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進

「高島で、だれもが・いつでも・気軽に」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

1. 生涯スポーツの推進

「第2期高島市スポーツ推進計画」を着実に実施するとともに、国スポ・障スポの成果を生かし、関係団体と連携した中で、スポーツによる健康づくりを推進します。

- ① 多くの市民が気軽に参加できる運動機会の提供
- ② ライフステージに応じたスポーツの推進
- ③ スポーツを支える団体活動の支援
- ④ 競技スポーツの振興



ニュースポーツ（モルック）の普及啓発

2. スポーツを通じた地域活性化の取り組み

スポーツのイベントやアクティビティを通じて、高島市の豊かな自然や食文化にも関心を持っていただけるように、従来の直行直帰型のイベントから、宿泊・飲食・交通などの消費を促す滞在型のスポーツイベントへの転換を図り、スポーツツーリズムを推進します。

- ① 全国高等学校総合体育大会（近畿総体）
ウエイトリフティング競技
- ② びわ湖高島トレイルランニングinくつき
- ③ びわ湖高島栗マラソン
- ④ 宿泊を伴うスポーツ団体の試合や合宿の受入・誘致



びわ湖高島トレイルランニング



びわ湖高島栗マラソン

3. スポーツ施設の利用環境の向上

安全性の確保と利用環境の充実を図るため、各施設の利用状況や市民ニーズなどを考慮しながら、経年劣化等に伴う社会体育施設の維持補修を行います。

- ① 中核拠点となる施設の整備と効率的な運営
- ② 公共施設予約システムの利用促進



今津スタジアム



令和8年4月発行

編集 高島市教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

TEL: 0740(25)8558 メール: kyoi-somu@city.takashima.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.takashima.lg.jp>

議第 1 1 号

高島市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市社会教育委員の委嘱について

高島市社会教育委員設置条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 1 8 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり高島市社会教育委員に委嘱することにつき、議決を求める。

別紙

高島市社会教育委員

委員種別	氏名	所属等	新任 再任
学校教育の関係者	前川 朋弘	元小学校長	新任
学校教育の関係者	武田 基裕	元小学校長	新任
学校教育の関係者	下澤 眞喜子	元小学校教諭	再任
学校教育の関係者	大杉 千晶	小学校講師	再任
社会教育の関係者	中川 知香	マキノ住民自治協議会理事	再任
社会教育の関係者	尾中 千恵美	元民生委員	再任
社会教育の関係者	安原 翼	滋賀県青年団体連合会副会長	再任
社会教育の関係者	伊庭 郁夫	元小学校教頭 人権擁護委員	再任
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	石田 容子	一般社団法人あすラボ代表	再任
学識経験のある者	上田 洋平	滋賀県立大学 地域共生センター特任講師	再任

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議第12号

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱（平成29年高島市教育委員会告示第22号）第4条の規定に基づき、次の者を高島市地域学校協働活動推進員に委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏名	担当中学校区	新任・再任
谷口 良一	マキノ中学校区	再任
岩本 忠晴	今津中学校区	再任
中川 亮子	朽木中学校区	再任
梅村 頼子	安曇川中学校区	再任
中川 富美江	安曇川中学校区	再任
大藤 耕平	湖西中学校区	再任
川島 美穂	湖西中学校区	再任

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議第13号

高島市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づき、別紙のとおり高島市スポーツ推進委員に委嘱することにつき、議決を求める。

別紙

高島市スポーツ推進委員

	氏名	経験種目、所属等	新任・再任
1	池田 武蔵	サッカー、水泳、剣道 日本サッカー協会公認キッズリーダー 日本サッカー協会公認審判員（3級）	再任
2	伊崎 一朗	卓球 今津地域スポーツ振興会理事	再任
3	上原 忍	スキー、バレーボール 朽木地域スポーツ振興会会長	再任
4	小川 英昭	陸上競技、ゴルフ、バスケットボール	再任
5	梶谷 明美	バドミントン 高島市バドミントン協会副会長	再任
6	河合 広雄	サッカー、ゴルフ 朽木地域スポーツ振興会理事	再任
7	川越 秀樹	バレーボール	再任
8	添田 将智	バレーボール	再任
9	武田 基裕	スキー・全日本スキー連盟指導員 ラジオ体操2級指導士 朽木地域スポーツ振興会理事	再任
10	田中 孝夫	ソフトボール、ノルディックウォーキング 高島地域スポーツ振興会理事	再任
11	田邊 栄美子	バレーボール 安曇川地域スポーツ振興会理事	再任
12	堤 千賀子	バレーボール 高島地域スポーツ振興会理事	再任
13	寺井 治幸	サッカー マキノサッカースポーツ少年団指導者	再任
14	中村 真由美	バレーボール	再任
15	堀居 真帆	陸上競技	再任
16	前川 紀子	ピラティス	再任

	氏 名	経験種目、所属等	新任・再任
17	白井 直樹	陸上競技	新任
18	水谷 良美	バレーボール、スキー 高島バレーボールスポーツ少年団指導者	新任
19	万木 幹子	ピラティス	新任

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議第14号

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、別紙のとおり高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師に委嘱することにつき、議決を求める。

別紙

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師

	学校医（内科）	所属等	担当校
1	河原 敦	マキノ病院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校およびマキノ中学校
2	岡田 清春	おかだ小児科医院	今津東小学校
3	前川 源司	前川クリニック	今津東小学校および今津中学校
4	岸本 景子	ピュアクリニック	今津東小学校および今津中学校
5	前田 昌彦	あいりんクリニック	今津北小学校
6	藤井 恒夫	藤井医院	今津中学校
7	宮本 昌子	みやもとこども診療所	朽木東小学校、朽木西小学校、高島小学校、高島中学校および朽木中学校
8	小泉 聡	小泉クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
9	佐々木 靖之	ささきクリニック	安曇小学校、本庄小学校および安曇川中学校
10	東 正久	東医院	青柳小学校
11	氷室 実	氷室内科医院	安曇川中学校
12	山西 博司	やまにしクリニック	高島小学校および高島中学校
13	片岡 謙	片岡クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
14	納富 隆	湖西クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
15	松田 俊哉	まつだ内科・歯科クリニック	新旭北小学校
16	本多 朋仁	本多医院	新旭北小学校

	学校医（耳鼻科）	所属等	担当校
1	山内 一浩	山内耳鼻いんこう科	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校、朽木中学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、安曇川中学校、高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校医（眼科）	所属等	担当校
1	中西 紀典	中西眼科医院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校および朽木中学校
2	晴山 正志	はれやま眼科	安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校および安曇川中学校
3	安原 徹	やすはら眼科クリニック	高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校歯科医	所属等	担当校
1	桜井 敬丈	桜井歯科医院	マキノ東小学校およびマキノ南小学校
2	撰 能理子	林歯科医院	マキノ西小学校およびマキノ中学校
3	前川 幹男	前川歯科医院	今津東小学校および今津中学校
4	原田 直一	原田歯科医院	今津東小学校および今津中学校
5	堀井 長幸	堀井歯科医院	今津北小学校および今津中学校
6	足立 剛	あだち歯科クリニック	朽木東小学校および朽木中学校
7	山本 修	山本歯科医院	朽木西小学校、安曇小学校および安曇川中学校
8	大山 恒徳	おおやま歯科クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
9	横木 智	横木歯科医院	青柳小学校および高島小学校
10	中野 公	なかの歯科	安曇川中学校
11	安原 善樹	安原歯科医院	本庄小学校および高島中学校
12	松田 直哉	まつだ内科・歯科クリニック	高島小学校および新旭南小学校
13	野上 昌義	野上歯科医院	新旭北小学校
14	藤本 洋子	藤本歯科医院	湖西中学校

	学校薬剤師	所属等	担当校
1	向井 努	共創未来高島薬局	マキノ東小学校およびマキノ西小学校
2	田村 秀明	調剤薬局マリーン マキノ病院前店	マキノ南小学校およびマキノ中学校
3	林 真吾	りんご薬局	今津東小学校
4	岡尾 弘美	たんぼぼ薬局 高島店	今津北小学校
5	沖津 敏子	フタバ薬局 新旭店	今津中学校
6	上村 るり子	ケーエーシー薬局	朽木東小学校および朽木中学校
7	宮川 仁紀	たかひげ調剤薬局	朽木西小学校
8	保井 洋平	高島市薬剤師会	安曇小学校、青柳小学校および安曇川中学校
9	岡田 慎也	ユタカ薬局安曇川	本庄小学校
10	手柴 順子	高島市薬剤師会	高島小学校および高島中学校
11	藤原 栄子	ひかり薬局	新旭南小学校
12	山川 邦之	とうじゅ薬局	新旭北小学校
13	垣本 修吾	みつばち調剤薬局	湖西中学校

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議第15号

高島市立学校の産業医の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立学校の産業医の委嘱について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の2第1項の規定に基づき、次の者を高島市立学校の産業医に委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏 名	所属等	備考
本多 朋仁	本多医院	マキノ東小学校ほか12小学校 マキノ中学校ほか5中学校

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

報告第5号

令和8年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和8年3月高島市議会定例会一般質問について、別紙のとおり教育委員会に関する答弁結果を報告する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

別紙

令和8年3月 高島市議会定例会
 一般質問通告事項および答弁者一覧表

会派代表

氏名	質問事項	答弁者
誠真会 廣部 真造 議員	施政方針について	市長

個人

氏名	質問事項	答弁者
吉見 大 議員	人口減少下における文化資源を活用した地域ブランディングと持続可能な財政運営について	教育総務部次長
是永 宙 議員	「こどもの体験格差」について	教育総務部次長
	オーガニックビレッジ宣言について	教育指導部長
藍原 章 議員	不登校児童生徒の学習成果を成績評価に反映させるために	教育指導部長
松木 純子 議員	分別から始めるごみ減量戦略 ～将来世代にツケを残さないために～	教育指導部長

廣部議員

(質問番号 1) 施政方針について

2 先日の開会あいさつや施政方針の内容について

⑥スポーツを軸とした地域づくりとはどのようなものか

⑧マキノ小学校の新築に際して木材をふんだんに使用するなど環境に配慮した魅力的な新築校舎の整備の環境とは何か

市長答弁

(答) 次に6点目の「スポーツを軸とした地域づくり」についてでございますが、本市では、スポーツ施設を地域経済の活性化と持続可能なまちづくりのための重要な「地域資源」と捉えております。

市内最大のスポーツ施設である今津総合運動公園を中核拠点として、大規模大会や市外からの合宿・キャンプなどの誘致に向けた機能強化を検討してまいります。

令和8年度には、スポーツ団体・観光・商工団体・大学・企業などが一体となったプラットフォームを構築し、異業種連携による地域振興の土台づくりに注力しながら、官民共創でスポーツを軸とした地域づくりを推進してまいります。

次に、8点目の「マキノ小学校の新築に際しては地域産木材を始めとする木材をふんだんに使用するなど環境に配慮した魅力的な新築校舎の整備の環境とは何を意味しているのか」についてでございますが、令和3年10月施行の木材利用促進法を受け、文部科学省が学校施設への木材活用を推進しております。木材の利用は地球環境への配慮に加え、温かみのある感触や湿度調整による快適性向上など、優れた学習環境の実現にも効果が期待されています。

令和10年9月の新校舎使用開始に向け、工期を最優先としつつ、できる限り地域産木材を活用することで、地球環境と学習環境の両面に配慮した魅力的な新校舎の整備を進めてまいりたいと考えております。

吉見議員

(質問番号 1) 人口減少化における文化資源を活用した地域ブランディングと持続可能な財政運営について

1 高島市市民劇について、どのように評価しているのか。また、文化振興の中でどのように位置付け、将来的な地域価値向上へと結び付けていく可能性があると考えているのか。

教育総務部次長答弁

(答) 吉見議員の質問番号 1 の 1 点目のご質問にお答えをいたします。

まず、「高島市市民劇について、どのように評価しているか」についてでございますが、高島市市民劇は、20年にわたる継続した活動の中で、人的なつながりを育み、舞台制作や運営に関する経験などを蓄積されてきたところであります。当初、小学生や中学生や高校生として参加した世代が、成長後には運営や支援に携わる場合もあるといった実例に加え、多様な文化団体の参画により分野を越えた協働の場として機能してきた点も、人材育成や地域文化の担い手づくりにつながってきたものと受け止めています。

また、地域の歴史や物語を題材とした舞台芸術を市民と共有してきたことにより、郷土への理解や愛着を深める契機となってきたことなど、その果たしてきた役割は大きいものであると考えております。

次に、「文化振興の中での位置付けと将来的な地域価値向上の可能性について」でございますが、市民劇は、本市の文化振興基本計画に掲げる複数の基本目標に関連する横断的な取組であり、本計画の基本理念である「継承と創造、文化でつながるまちをめざして」を体現してきた取組の一つであると考えております。

一方、市内には、市民劇に限らず、音楽や美術、書道、舞踊など、長年にわたり継続して活動されている団体が、日常的に地域のつながり等を育まれてきた多様な文化活動が存在しています。これらの取組も同様に、地域にとって欠くことのできない貴重な文化的財産として、重要な役割を担ってきたものと認識しております。

また、議員ご質問の「地域価値向上」の意味を、本市独自の文化活動を将来にわたり発展させ、地域社会の持続性や対外的な評価の向上につなげていくものと捉えますと、市民劇はその可能性を有する取組の一つであると考えております。

本市の文化活動は、楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、創造力を育むものでもあります。今後は、それぞれの取組が持つ価値を市民の皆さまと共有しながら、地域社会の中で活かしていくことが、本市の魅力をさらに高めていくうえで、重要であると考えております。

(再質問)

「人材育成につながってきた、郷土理解を深めた、文化振興基本計画の理念を体現している」と述べられているが、つまり、高島市にとって価値のある文化事業という市の認識でよいのか。

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。市民の皆さまが主体となりまして、20年にわたり継続して取り組まれてきました市民劇につきましては大切な文化事業であり、世代を超えた参加や文化団体の関わり、また人材育成にもつながってきたものと受け止めているところでございます。このような観点から、市民劇につきましては、本市の文化活動の中でも重要な取組の一つであると認識しているところでございます。

(再質問)

市民劇は約20年間継続している市民参加型文化事業である。全国を見ても行政関与、市民参加、継続20年、この三つがそろう自治体文化事業はかなり珍しい事例だと思う。この認識は市としてあるのか。

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。県内におきましては、文化ホールを直営で運営している自治体につきましては、県内19市町のうち高島市を含めて3市町となっております。その中で市が直接市民の方と関わりながら、協働して進めてきたこのような事業であることが特徴であるかと考えております。

そのような積み重ねの中で、市民参加型の文化事業を継続してきたということは、本市の文化振興事業の特徴を示す一つの事例ではないかと考えております。

(再質問)

「人」と「文化」も財産であり、市民が主体となって20年間続いてきた文化活動は、単なる文化事業ではなく、地域ブランドの核になり得る資産だと考えるが、仮にこうした市民劇のような文化事業を、本市の文化政策の象徴的な事業とし新たに地域ブランドの一つとして市の政策の中に位置付けていく考えはあるか。

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。市民の方が主体となりまして長年継続してきている文化活動は、本市にとって大切に重要な文化資源の一つであると認識しております。

一方で、これまでの本市の文化振興施策におきましては、個々の文化活動を地域ブランドという観点から政策的に位置付けるというようなことはしていないところでございます。しかし、市民劇をはじめとする文化活動につきましては、本市の文化的な特徴や魅力をつくっていることは確かでございますので、こうした文化資源の価値や可能性は、今後の文化振興を考えるうえでは重要な見方、視点であると考えます。また今後、本市の文化振興の方向性を示します文化振興基本計画につきましては、今後改訂を予定しておりますので、その検討を進める中で、関係団体や市民の皆さまにもご意見もお聞きしながら、文化活動の価値の発信や地域の関わりのある方についても調査検討してまいりたいと考えてお

ります。

(再質問)

文化事業推進には文化ホールや公民館の利用が不可欠になる。文化振興基本計画にもあるように、そうした場所は、相互の連携や市民との協働を推進する文化活動の場として位置付けられている。そうした観点から、文化ホールの今後のあり方について、市の考えはどうか。

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。まず文化ホール、また公民館などの施設につきましては、文化芸術活動を支える重要な役割を担っていると考えております。また、市民の文化活動を支える基盤の一つでもあるということでございます。また一方で人口減少、また高齢化が進む中におきましては、施設の活動だけではなかなか厳しくなる可能性もございますので、施設での活動に依存するだけではなく、地域へ出向く取組や様々な主体との交流など、今後は施設以外での活動も広げていくアウトリーチ活動も広げていくというようなことが重要ではないかなと考えております。

(再質問)

地域へ出向くとは、一言で言うとどういうものか。

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。今までは施設、文化ホールでありますとか公民館のみを中心に文化活動してきたところでございますが、例えば地域の集会所でありますとか、そういう人が集まる場所にも文化を届けていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

【担当：教育総務部 文化ホール】

是永議員

(質問番号1)「こどもの体験格差」について

- 1 子どもの体験事業の取組と課題について
- 3 子どもの体験保障の位置づけと部局横断での検討について
- 4 子ども体験事業における地域おこし協力隊の活用について

教育総務部次長答弁

(答) 是永議員の質問番号1の1点目と3点目および4点目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「体験事業の取組と、その課題」についてでございますが、本市では、豊かな自然環境や社会教育施設を活用し、よえもん道場による自然体験キャンプなどの青少年体験活動事業をはじめ、子どもを対象とした教室や講座、さらには学区民会議等による各地域での体験事業、文化協会等による伝統文化体験教室、図書館での読み聞かせや、棕川山の子天文台での星空観察など、幅広い分野で実施をしております。また、地域学校協働活動を通じ、学校と地域人材が連携した体験活動や学習支援等にも取り組んでおります。

こうした事業におきまして、市や関係団体がそれぞれコーディネート機能を担い、地域のお支えのもとで効果的に体験事業を実施できているものと考えております。

一方、課題としましては、体験活動に参加する児童数が減少傾向にあることに懸念がございます。これまで事業の実施にあたり、広報誌やホームページ、公式LINEでの配信、学校を通じた周知などに努めてまいりましたが、体験活動の意義や魅力が十分に伝わっていない可能性があると考えております。また、経済的事情への配慮や、子どもの興味・関心の多様化への対応なども課題であると考えております。

そのため、体験活動の価値を改めて地域社会全体で共有するとともに、参加しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目の「子どもの体験保障」についてでございますが、子どもの体験活動の機会が、経済的事情や家庭環境等によって著しく制限される

ことがないよう配慮することは、行政として重要な視点であると考えております。一方で、体験活動の内容や参加の形態は、多岐にわたるものであり、行政が個々の体験を一律に保障する性質のものではないと考えております。

そのため、市といたしましては、多様な体験機会をできるだけ確保し、その中から、子どもや家庭がそれぞれの状況や関心に応じて選択できるよう、引き続き、工夫をしながら取り組んでまいります。

また、現在、策定中の第3次高島市総合計画におきましても体験機会の充実を施策方針に位置付け、地域全体で子どもたちが将来に夢や希望を持ち、社会と主体的に関われる力を育むことができるよう、持続可能な体験環境の整備を進めてまいります。

最後に4点目の「地域おこし協力隊の活用検討」についてでございますが、地域おこし協力隊は、地域資源の活用や新たな事業の創出などにおいて、一定の役割を果たしている制度でございますが、本市における子どもの体験活動につきましては、現在、地域人材や関係団体との連携のもとで実施しているところであり、現時点におきましては、地域おこし協力隊の活用について、検討を行う予定はございません。

(再質問)

市内での体験活動における経済的格差に対する見解は

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。体験活動における経済的な課題につきましては、民間の習い事やスポーツ・運動活動において、少なからず家庭の経済力による選択肢の差が生じていると考えております。

一方で、子ども公民館教室や、中江藤樹先生の門人であります大野了佐の生き方に習い、「読み」「書き」の大切さを体得する「了佐てらこや」などの体験学習、また青少年育成市民会議が主催する事業では、参加料を無料あるいは実費程度とし、経済的な負担を抑えるように配慮をしております。

ます。今後も行政といたしまして、こうした安価で質の高い体験機会を広く周知し、提供し続けることが、経済的格差による「体験の空白」を埋めることに繋がると考えております。

(再質問)

体験活動の参加者減少の要因をどのように分析されているか。

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。参加者減少の要因につきましては、少子化による対象児童数の減少に加えまして、いくつかの要因が重なっているものと分析しております。

要因の主なものとしましては、習い事や民間のスポーツクラブなど、子どもたちの活動の選択肢が多様化し、週末の過ごし方が変化している可能性があること、また、ゲームやインターネット等の室内遊びへの関心の高まりがあると考えております。さらに、コロナウイルス感染症の流行によりまして体験活動が一時中断したことで、活動の周知など、体験活動の継承が途切れた場面もあり、保護者や子どもたちに活動の内容や意義が伝わりにくくなっている状況にあるものと考えております。加えて、共働き世帯の増加により、送迎や付き添いが難しいといった家庭の事情も影響しているものと推察しており、こうした「意欲の壁」もしくは「時間の壁」が課題であると認識しております。

(再質問)

体験活動の価値を地域社会全体で共有する。とのことだが、どのように取り組んでいくのか。

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。体験活動の価値共有につきましては、単にイベントの開催告知をするだけでなく、活動を通じて子どもたちが成長する姿や、異年齢児童との交流の楽しさなどの活動の成果や魅力を、広報

紙やSNS、市ホームページ等の媒体を通じて、より視覚的に分かりやすく伝えられるよう工夫してまいりたいと考えております。

また、地域住民のお力をお借りし行う地域学校協働本部や青少年育成市民会議などによる様々な活動の際に、体験活動が子どもたちの「生きる力」や「郷土愛」を育むために不可欠であるという認識を、保護者の皆様と共有し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成に継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

(再質問)

子どもが自ら体験をつくりだす体験・経験の大切さ、あり方の意味付けを大人に理解してもらうことも重要だと考えるが、見解は

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。子どもたちが自ら考え、体験をつくり出していく経験は、子どもの主体性を育むうえで大変重要なものであると認識しております。また、体験活動は家庭や地域の大人の支えによって成り立つことが多いことから、その価値や意義について大人の理解を深めていくことも重要であると考えております。そのため、例えば、体験・交流事業である「よえもん道場」では、事業終了後に振り返りの機会を設け、子どもたちが体験の中で感じたことや学んだことを整理し、「自分たちで考える力」を育むことにつなげております。さらには、次年度の事業の企画段階においても、子どもたちの意見やアイデアを取り入れるなど、主体的に関わるができるよう工夫しているところでございます。また、地域学校協働活動におきましては、「地域の力を学校へ」から「学校や子どもたちの力を地域へ」という視点を大切にした取組が行われております。例えば、子どもたちの発案をきっかけに地域の夏祭りが復活し、子どもたち自身がその運営に参加するほか、中学生が郷土の祭りに曳き手として参加するなど、子どもたちが地域活動の担い手として積極的に関わる姿も見られるようになってきております。このような

取組がさらに多くの地域で広がることにより、体験活動の価値や意義について大人の理解が深まり、活動のさらなる活性化につながるものと考えております。

(再質問)

市長部局との連携の必要性についての見解は

教育総務部次長答弁

(答) お答えいたします。子どもの体験機会の状況につきましては、家庭環境など様々な事情が影響している場合もあると考えております。教育委員会だけで対応が難しい課題につきましては、福祉部局や子育て支援部局と情報共有を行うことも必要であると認識をしております。また、体験機会の周知などにつきましては、必要に応じて関係部署と情報共有を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

【担当：教育総務部 社会教育課】

是永議員

(質問番号2) オーガニックビレッジ宣言について

3 オーガニック給食の導入について伺う

教育指導部長答弁

(答) 是永議員の質問番号2の3点目のお答えいたします。

本市におきましては、国が定める学校給食摂取基準に基づいて、栄養バランスのとれた安全で安心な学校給食の提供に努めております。

また、地場産物や郷土料理を活用した献立を取り入れ、地元食材のおいしさを伝えるとともに、生産者の方々への感謝の気持ちや地元への愛着を育める学校給食を目指しているところであります。

議員ご指摘のオーガニック給食の導入についてであります。学校給食の食材につきましては、必要量の安定的な確保が重要となりますことから、今後、市内における有機農産物の生産状況を注視し、関係部局とも連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

(再質問)

国の給食費無償化の制度を利用し、環境こだわり栽培米の比率を上げることを検討できないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。国の学校給食費無償化の制度によりまして、令和8年4月から公立小学校において、給食で使用するコメも含めた食材料費を対象に、補助金が交付される予定になっています。

本市の学校給食につきましては、これまでから、地場産食材を取り入れた献立づくりに取り組んでおり、令和7年1月までは、市内産の環境こだわり米を使用してきました。

しかしながら、全国的な米不足の影響を受けまして、現在は滋賀県産のコシヒカリを使用しております。

令和8年4月から10月までの学校給食米につきましては、市内産の

環境こだわり米の使用を検討しましたが、必要量の確保が困難でありましたことから、市内産のコシヒカリを使用することになっております。

今後、市内産の環境こだわり米について、必要量の確保が可能になりましたら、関係部局と連携を図りながら、市場価格を調査した上で、使用についての検討を行いたいと考えております。

【担当：教育指導部 学校給食課】

藍原議員

(質問番号 1) 不登校児童生徒の学習成果を成績評価に反映させるために

- 1 1人1台端末を活用して学校のオンライン授業に参加した場合の成果は、成績評価に反映できているか。
- 2 学校から届いたプリントや実技教科の製作等で学習した成果は、成績評価に反映できているか。
- 3 フリースクールで学習に取り組んだ成果は、成績評価に反映できているか。
- 4 民間のeラーニング教材を活用して、教育支援センターと保護者が連携しつつ、学習状況を把握し、学校と情報共有した学習の成果は、成績評価に反映できているか。

教育指導部長答弁

(答) それでは、藍原議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「1人1台端末を活用して学校のオンライン授業に参加した場合の成果は、成績評価に反映できているか」についてであります。議員仰せのとおり、令和6年8月に、文部科学省からの通知文「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」において、不登校児童生徒の成績評価を行うにあたっては、学校の判断で不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができると明確に示されたところであります。

このことを受けまして、1人1台端末を活用して、不登校児童生徒が自宅や教育支援センター「スマイル」において、学校のオンライン授業に参加する場合の他、教室に入りづらい児童生徒が校内のサポートルームでオンライン授業に参加する場合においても、学習の成果に係る成績評価を行っているところであります。

次に、2点目の「学校から届いたプリントや実技教科の製作等で学習した成果は、成績評価に反映できているか」についてであります。学級担

任による家庭訪問等の際に届けられた学習プリントや実技教科の製作キット等を活用して、不登校児童生徒が自宅や教育支援センター「スマイル」で学習に取り組む場合についても、学習の成果に係る成績評価を行っております。

次に、3点目の「フリースクールで学習に取り組んだ成果は、成績評価に反映できているか」についてでございますが、学校では、不登校児童生徒が通うフリースクール等民間施設と直接連絡を取り合う関係の構築に努めており、その施設からの定期的な活動報告等を受けまして、学習の成果に係る成績評価を行っているところであります。

最後に、4点目の「民間のeラーニング教材を活用して、教育支援センターと保護者が連携しつつ、学習状況を把握し、学校と情報共有した学習の成果は、成績評価に反映できているか」についてでございますが、民間のeラーニング教材を活用して、教育支援センターで学習を行っている不登校児童生徒につきましては、学習状況等を学校と情報共有した上で、学習の成果に係る成績評価を行っております。

各学校におきましては、不登校児童生徒に限らず、すべての児童生徒を対象として、一人ひとりが努力している点やどれだけ成長したかという点を積極的に評価し、学習意欲とともに、資質や能力の向上につながる成績評価に努めているところであります。

(再質問)

オンライン授業で参加している児童生徒にはどのような配慮をしているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。不登校児童生徒の支援においては、心理的負担を軽減し、柔軟な学習環境を提供することが重要であります。オンライン授業では、家庭との連携を密にし、画面に顔を写すことを強制しないことや自分のペースで学ぶことができることなど、安心できる場を整えております。今後も、児童生徒の自信を育む支援を重視し、心のケ

アを最優先に、不登校児童生徒への支援の充実に努めてまいります。

(再質問)

教育支援センター「スマイル」には、不登校児童生徒の内、何割ぐらいが「スマイル」を利用しているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。令和6年度はつきましては、不登校児童生徒の約2割の児童生徒が教育支援センター「スマイル」を利用しております。引き続き、教育支援センター「スマイル」での、個に応じた適切な支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

教育支援センター「スマイル」では、どのような活動をしているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。教育支援センター「スマイル」では、不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所として個別の学習支援に加え、工作や運動、自然体験などの体験活動、小集団での交流活動、相談支援等を行っています。これらの活動を通して、生活のリズムの改善や社会性の育成、自己肯定感の向上を図り、社会的自立につながるよう支援しているところでございます。

(再質問)

高島市の不登校児童生徒への対応についてはどうか

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。本市では、学校における早期対応を基本とし、欠席がちな児童生徒には、サポートルームでの個別支援に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談を行

っております。また、不登校児童生徒への支援として、教育支援センター「スマイル」では、居場所づくりや学習支援を行い、教育相談・課題対応室ではプレイセラピーを用いたカウンセリングを行うなど、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っているところでございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

松木議員

(質問番号2) 分別から始めるごみ減量戦略～将来世代にツケを残さないために～

(再質問)

市民のごみ分別に対する機運を高めるためにも、今後学校と連携したごみ減量や分別啓発の取り組みを進めていきただきたいと思うが、学校としては環境教育をどのように考えておられるか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。学校教育における環境教育についてですが、ごみ分別や資源循環をはじめ、環境問題は、人類の将来の生存や繁栄にとって重要な課題であり、これからの持続可能な社会を構築するために不可欠でございますことから、児童生徒が環境についての理解を深め、責任を持って環境を守るための行動を取れるようにすることが重要であると位置づけられております。

小中学校におきましては、学習指導要領に基づきまして、小学校の社会科や理科、家庭科、中学校の社会科や技術・家庭科、保健体育科、また、特別活動や総合的な学習の時間などで、児童生徒の発達段階に応じて環境学習に取り組んでいるところでございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

報告第6号

高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について

高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第365号）第5条第3項および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり高島市高島B&G海洋センターの臨時休館日を定めたので報告する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

- 1 臨時休館を行う期日
令和8年3月31日（火）
- 2 休館理由
指定管理者交代に伴う設備等の移転作業を実施するため
- 3 利用者への周知方法
ホームページ、防災行政無線およびポスターの施設内掲示

令和8年高島市教育委員会
第3回定例会議事日程（追加第1）

日 時 令和8年3月19日（木）
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

5. 議事

日程第8 議第16号 高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第9 議第17号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

議第16号

高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

高島市立公民館の設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第120号）第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり高島市公民館運営審議会委員に委嘱することにつき、議決を求める。

別紙

高島市公民館運営審議会委員

委員種別	氏名	所属等	新任 再任
学校教育の関係者	鎌田 一彦	元小学校長	再任
学校教育の関係者	饗庭 信子	元小学校教諭	再任
社会教育の関係者	吉川 美紀	マキノ住民自治協議会理事	新任
社会教育の関係者	高屋 博之	元市職員 公民館教室サポーター	新任
社会教育の関係者	藤井 長紀	元滋賀県青年団連合会長	再任
社会教育の関係者	中村 孝	元市職員	新任
社会教育の関係者	中村 眞奈美	社会教育委員	再任
社会教育の関係者	馬場 ますみ	元公民館職員	再任
社会教育の関係者	伊庭 郁夫	元小学校教頭 人権擁護委員	再任
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	橋本 圭子	ガールスカウト滋賀県 第18団委員長	再任

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議第17号

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

高島市立学校学校運営協議会設置規則（平成30年高島市教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり高島市立学校学校運営協議会委員に任命することにつき、議決を求める。

別紙

高島市立学校学校運営協議会委員

【小学校】

学校	区分	委員種別	氏名	備考
マキノ東小	1号	地域の住民	井花 春美	
			小多 偕裕	
			川田 直昭	
			平松 成美	
			森田 裕之	
	2号	保護者	南部 絵里	
			藤沢 嘉孝	
3号	地域学校協働活動推進員	谷口 良一		
マキノ西小	1号	地域の住民	青谷 寿恵廣	
			野崎 正明	
			前河 祐香里	
	2号	保護者	垣貫 宏貴	
			高谷 彩香	
	3号	地域学校協働活動推進員	谷口 良一	
マキノ南小	1号	地域の住民	岡本 重和	
			中川 知香	
			西澤 律子	
			峯森 吉晴	
	2号	保護者	井川 守	
	3号	地域学校協働活動推進員	谷口 良一	
今津東小	1号	地域の住民	栗田 紗希	
			玉木 忍	
			前川 朋弘	
	2号	保護者	加地 義範	
			北村 京子	
	3号	地域学校協働活動推進員	岩本 忠晴	
杉嶋 郁夫				
今津北小	1号	地域の住民	中村 敏子	
			増田 修学	
			三田村 喜作	
	2号	保護者	佐々木 善宏	
	3号	地域学校協働活動推進員	岩本 忠晴	
			杉嶋 郁夫	
	5号	教育委員会が必要と認める者	栗田 真紀	学童保育指導主任

学校	区分	委 員 種 別	氏 名	備 考
安曇小	1号	地域の住民	奥村 理恵	
			木村 健治	
			地村 俊彦	
	2号	保護者	佐野 雄一	
			徳島 陽子	
			西岡 枝里子	
	3号	地域学校協働活動推進員	村岡 健太	
			梅村 頼子	
	青柳小	1号	地域の住民	中川 富美江
白井 恭子				
湊田 豊朗				
古川 佐喜子				
2号		保護者	横塚 守	
			北川 満	
3号		地域学校協働活動推進員	前田 幸子	
			梅村 頼子	
本庄小		1号	地域の住民	中川 富美江
	梅村 妙子			
	金田 良一			
	清水 百合子			
	竹原 篤			
	早藤 章子			
	2号	保護者	保木 誠司	
			金谷 麻紀	
	3号	地域学校協働活動推進員	梅村 頼子	
中川 富美江				
5号	教育委員会が必要と認める者	松田 光弘	駐在所員	
高島小	1号	地域の住民	大杉 千晶	
			仁賀 和彦	
			三矢 艶子	
			南寄 利典	
	2号	保護者	山口 償生	
			奥村 健太	
3号	地域学校協働活動推進員	中村 眞奈美		

学校	区分	委員種別	氏名	備考
新旭南小	1号	地域の住民	川妻 森昭	
			川那邊 章	
			栞原 和恵	
			清水 佳治	
			橋本 妙子	
			八田 忍	
			平岡 亜希	
			平樂 康男	
	2号	保護者	木津 裕子	
			増田 智春	
	3号	地域学校協働活動推進員	川島 美穂	
大藤 耕平				
新旭北小	1号	地域の住民	足立 哲夫	
			伊庭 郁夫	
			富田 安計	
			中村 出	
			本田 一枝	
			山本 恵子	
	2号	保護者	宮川 哲也	
	3号	地域学校協働活動推進員	川島 美穂	
			大藤 耕平	

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【中学校】

学校	区分	委員種別	氏名	備考
マキノ中	1号	地域の住民	青谷 光恵	
			池田 正和	
			小川 祥枝	
			河野 至宏	
			平松 成美	
	吉川 美紀			
3号	地域学校協働活動推進員	谷口 良一		
今津中	1号	地域の住民	高木 貴弘	
			野下 弘	
			能芝 典江	
			橋爪 健司	
	森山 敦子			
	3号	地域学校協働活動推進員	岩本 忠晴	
杉嶋 郁夫				
朽木中学校区	1号	地域の住民	上山 基継	
			浦島 浩美	
			廣清 乙葉	
			藤澤 悟	
			藤村 治文	
			若林 美幸	
	2号	保護者	上藤 友季子	
	山下 憲一			
3号	地域学校協働活動推進員	中川 亮子		
安曇川中	1号	地域の住民	伊藤 憲夫	
			駒井 雅子	
			谷口 まゆみ	
			森本 富士男	
	2号	保護者	澤 和記	
	若山 誠子			
	3号	地域学校協働活動推進員	梅村 頼子	
中川 富美江				
高島中	1号	地域の住民	上野 眞	
			白井 洋子	
			田中 孝夫	
			榊中 繁宏	
	2号	保護者	山田 恵理子	
3号	地域学校協働活動推進員	中村 眞奈美		

学校	区分	委員種別	氏名	備考
湖西中	1号	地域の住民	伊庭 美和	
			加藤 智彦	
			岸本 広樹	
			清水 潤平	
			西村 一真	
			服部 哲也	
	2号	保護者	平岡 亜希	
			吉本 香里	
	3号	地域学校協働活動推進員	川島 美穂	
			大藤 耕平	

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年高島市教育委員会
第3回定例会議事日程（追加第2）

日 時 令和8年3月19日（木）
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

5. 議事

日程第10 議第18号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

議第18号

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和8年3月19日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

高島市学校給食共同調理場設置条例（平成17年高島市条例第116号）第4条第2項の規定に基づき、次の者を高島市学校給食運営委員会委員に委嘱することにつき、議決を求める。

記

区分	氏名	所属等	新任 再任
2号委員 小学校および 中学校の 保護者代表	加地 義範	今津東小学校 学校運営協議会委員	新任
	中川 麻衣	朽木東小学校PTA 副会長	新任
	山田 恵理子	高島中学校 学校運営協議会委員	新任
3号委員 公益を代表 する者	清水 巧	高島市農業委員会 委員	再任
	大藤 耕平	高島市民生委員児童委員 協議会連合会 監事	再任
	大黒 昇	高島市健康推進員協議会 理事	新任

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで